

中小トラック運送業者向け環境対応型ディーゼルトラック補助事業実施要領（案）

第1 目的

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（中小トラック運送業者向け環境対応型ディーゼルトラック補助事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業を行うことにより、トラック輸送における二酸化炭素の排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、中小トラック運送業者が保有する平成16年度以前に新車新規登録した事業用トラックの廃車に伴い環境対応型ディーゼルトラックを導入する事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 補助金の交付事業

(1) 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

(2) 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- ① 次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者とする。
 - （ア）貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業を営業者
 - （イ）貨物自動車運送事業法第2条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業を営業者
 - （ウ）貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者
- ② 事業用自動車の貸渡し（リース）を業とする者（①に貸し渡す者に限る。）

(3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとし、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）

の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

（4）補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知

イ 間接補助金交付先の採否に関する審査基準の作成等及び審査委員会（以下「委員会」という。）の設置運営

ウ 間接補助金の交付（補助金交付申請書の審査から補助金の支払までを含む。）

エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督

オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応

カ 上記に関する付帯業務

（5）交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条に準じた事項及び事業報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

（6）間接補助金交付先の採択

① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、委員会を設置し、採否に関する審査基準を委員会の承認を受けて作成するものとする。

② 補助事業者は、①の審査基準に基づき間接補助金交付先の採択を行う。

③ 委員会の設置及び運営並びに間接補助金交付先の採択は、環境省水・大気環境局長と協議の上、行うものとする。

（7）消費税額等の確定

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額について報告をさせるとともに、その返還を命ずるものとする。

（8）間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された車両には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(9) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に環境大臣（以下「大臣」という。）に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(10) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(11) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業が完了した日からその年度末までの期間及びその後の1年間の期間について、毎年度、二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を大臣に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

第5 指導監督

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

第6 その他

補助事業者は、この実施要領に疑義が生じたとき、この実施要領により難しい事由が生じたとき、あるいはこの実施要領に記載のない細部については、大臣と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

附 則

この実施要領は、平成28年 月 日から施行する。

別表第1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
中小トラック運送業者における低炭素化推進事業	平成16年度以前に新車新規登録した事業用トラックの廃車 ^{注1} に伴い環境対応型ディーゼルトラック ^{注2} の導入を行う事業	環境対応型ディーゼルトラックの導入に必要な経費	補助事業者が必要と認めた額(大型 ^{注3} 100万円、中型 ^{注4} 70万円、小型 ^{注5} 40万円)	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(注1)「廃車」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づき引取業者に使用済自動車を引き渡すことをいう。また、廃車する事業用トラックは、引取業者に引き渡した日以前過去1年間以上所有していることとする。

(注2)「環境対応型ディーゼルトラック」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は第二種貨物利用運送事業の用に供する車両総重量3.5トン超の自動車であつて次のア又はイのいずれかに該当するもの(改造した自動車にあつては、原動機、動力伝達装置、走行装置又は燃料装置を改造していないものに限る。)をいう。

ア 次のすべてに該当するもの

(ア) 貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成23年経済産業省・国土交通省告示第2号)1-1(4)及び(5)の各表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率(以下「平成27年度重量車燃費基準」という。)以上であること

(イ) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第41条1項第5号の基準(以下「平成21年排出ガス基準」という。)に適合すること

(ウ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年排出ガス基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと

イ 次のすべてに該当するもの

(ア) 平成27年度重量車燃費基準に100分の105を乗じて得た数値以上であること

(イ) 平成21年排出ガス基準に適合すること

(注3)「大型」とは、ベース車両の車両総重量が12トン超のものをいう。

(注4)「中型」とは、ベース車両の車両総重量が7.5トン超12トン以下のものをいう。

(注5)「小型」とは、ベース車両の車両総重量が3.5トン超7.5トン以下のものをいう。